

## 北九州市共同住宅等の建築計画及び管理に関する指導要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、北九州市共同住宅等の建築計画及び管理に関する指導要綱（平成2年北九州市告示第125号。以下「要綱」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

### (専用面積の算定方法)

第2条 要綱第2条第1項第2号に規定する住戸の専用面積は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により算出するものとし、ベランダ及びバルコニーの面積は含まない。

### (建築計画に関する事項)

第3条 要綱第5条第4号に規定する駐輪場の規模は、1台当たり1平方メートル以上とする。

2 前項の駐輪場の設置台数は、2住戸につき1台の割合で算定した数以上とする。

### (管理に関する事項)

第4条 要綱第7条第1項第1号の規定する表示板には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 共同住宅の名称
- (2) 管理人または管理を委託した者の住所、氏名及び電話番号
- (3) 管理人室の位置及び管理人の駐在時間

### (標 識)

第5条 要綱第8条に規定する標識の様式は、第1号様式による。

### (参考図書の提出方法等)

第6条 要綱第9条に規定する参考図書の提出は、第2号様式により行うものとする。

2 要綱第9条第2項に規定する建築物の概要書の様式は、第3号様式による。

### (事前説明の報告)

第7条 要綱第10条第2項に規定する報告は、第4号様式により行うものとする。